

介護老人福祉施設における
重度化対応加算等の経過措置の
延長についての諮問

社保審一介護給付費分科会
第42回 (H19.3.29) 資料 8

厚生労働省発老第0329002号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮詢書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項の規定に基づき、
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生
省告示第19号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求
めます。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとすること。
- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。



分介発第 0329002 号
平成 19 年 3 月 29 日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会
分科会長 大森 弘

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 19 年 3 月 29 日厚生労働省発老第 0329002 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。



社保審発第5号
平成19年3月29日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329002号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、了承する。

なお、各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に関する計画を立て、看護師の確保に努めるとともに、看取りに関する研修の充実に努めること。また、厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずること。